

○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第二十条の二第一項の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 規則第二十条の二の規定により総務大臣が別に告示する電気通信回線は、次の表の上欄に掲げるものとし、下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 総合デジタル通信用設備のうちその一端が局舎に設置されるものの端末回線（以下「局設置総合デジタル端末回線」という。）とデジタル加入者回線用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、平衡対ケーブルを用い、主として四キロヘルツ以上の周波数帯で、かつ、広帯域のデジタル信号により、符号、音声その他の音響又は影像の伝送を目的とする電気通信役務の用に供するも</p> <p>（略）</p>	<p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 規則第二十条の二の規定により総務大臣が別に告示する電気通信回線は、次の表の上欄に掲げるものとし、下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 総合デジタル通信用設備（<u>端末設備規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第二条第二項第八号に規定する総合デジタル通信用設備をいう。</u>）のうちその一端が局舎に設置されるものの端末回線（以下「局設置総合デジタル端末回線」という。）とデジタル加入者回線用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、平衡対ケーブルを用い、主として四キロヘルツ以上の周波数帯で、かつ、広</p> <p>（略）</p>

<p>二〇六 (略)</p>	<p>のをいう。以下同じ。)のうちその一端が局舎に設置されるものの端末回線(以下「局設置デジタル加入者端末回線」という。)相互間</p>
<p>(略)</p>	
<p>二〇六 (略)</p>	<p>帯域のデジタル信号により、符号、音声その他の音響又は影像の伝送を目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。以下同じ。)のうちその一端が局舎に設置されるものの端末回線(以下「局設置デジタル加入者端末回線」という。)相互間</p>
<p>(略)</p>	

第三条〇第七条 (略)

第三条〇第七条 (略)